

第2章

交通事故被害者等支援に関する意見交換会

1. 目的

交通事故被害者等の支援に関する関係者の連携を強化し、意見交換を行うことによって支援業務の強化を図ることを目的としている。

2. 概要

交通事故被害者等支援に従事する関係団体が一堂に会し、事例紹介及び意見交換を通じ、交通事故被害者等支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、関係者間の連携を強化し、支援業務の充実を図ることを目的とした意見交換会を神奈川県・東京都・山梨県の関係機関・団体の担当者を対象として開催した。

3. 開催日時等

開催日時：令和6年11月11日（月）9：30～11：57

会場：横浜市開港記念会館 会議室9号室（2階）

（〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町1丁目6番地）

対象県：神奈川県、東京都、山梨県

テーマ：交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携強化

4. 体制（敬称略）

（1）令和6年度交通事故被害者サポート事業検討会委員

- ・元同志社大学教授 川本 哲郎（座長）
- ・追手門学院大学心理学部心理学科教授 櫻井 鼓
- ・（公社）被害者支援都民センター犯罪被害相談員、（NPO 法人）いのちのミュージアム 理事 中土 美砂
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上 郁美
- ・警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 牧 丈二

（2）出席団体による事例紹介（3名）

- ・神奈川県警察本部交通部交通捜査課調査官 高橋 一成
- ・警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室被害者相談係係長 菅原 卓人
- ・山梨県警察本部交通部交通指導課次席 一杉 公介

（3）交通事故被害者等支援担当者

【神奈川県】

- ・神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課 2名

- ・神奈川県教育委員会支援部学校支援課 1名
- ・横浜市市民局人権課 1名
- ・(公社) 神奈川被害者支援センター 1名
- ・(一社) 神奈川県臨床心理士会 1名
- ・(一社) 神奈川県精神保健福祉士協会 1名
- ・(公社) 神奈川県看護協会 1名
- ・神奈川県弁護士会 1名
- ・横浜地方検察庁刑事政策総合支援室 1名
- ・神奈川県警察本部警務部警務課被害者支援室 1名
- ・神奈川県警察本部交通部交通捜査課 3名

【東京都】

- ・東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課 1名
- ・東京都教育庁指導部指導企画課 1名
- ・中野区健康福祉部福祉推進課 1名
- ・(公社) 被害者支援都民センター 1名
- ・(一社) 東京公認心理師協会 1名
- ・(公社) 東京都看護協会 1名
- ・(公財) 日弁連交通事故相談センター東京支部 1名
- ・東京地方検察庁総務部犯罪被害者支援室 2名
- ・警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室 1名
- ・警視庁交通部交通総務課 1名
- ・警視庁交通部交通捜査課 1名

【山梨県】

- ・山梨県県民生活部県民生活安全課 1名
- ・(公社) 被害者支援センターやまなし 1名
- ・(一社) 山梨県社会福祉士会 1名
- ・山梨県弁護士会 1名
- ・甲府地方検察庁捜査公判部門 1名
- ・山梨県警察本部警務部警務課犯罪捜査支援室 1名
- ・山梨県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・(独) 自動車事故対策機構神奈川支所 1名
- ・(独) 自動車事故対策機構東京主管支所 1名
- ・(独) 自動車事故対策機構山梨支所 1名
- ・国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課 1名

(4) 事務局

- ・警察庁 2名
- ・株式会社アステム 3名

5. プログラム

令和6年11月11日(月)

時 間	出演者	内 容
9 : 30～9 : 37	警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 牧 丈二	主催者挨拶
9 : 37～9 : 50	神奈川県警察本部交通部交通捜査課 調査官 高橋 一成 氏	出席団体による事例紹介 「死傷者多数の交通事故事件における関係機関の連携強化」
9 : 50～10 : 08	警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室 被害者相談係係長 菅原 卓人 氏	出席団体による事例紹介 「被害遺児を各種イベントに招待する施策について」
10 : 08～10 : 17	山梨県警察本部交通部交通指導課次席 一杉 公介 氏	出席団体による事例紹介 「交通事故被害者等支援について」
10 : 17～10 : 25	全員	移動・休憩
10 : 25～11 : 24 ※最終グループ 終了	全員	各都県ごとにグループに分かれて意見交換
11 : 20～11 : 30	全員	移動・休憩
11 : 30～11 : 55	交通事故被害者サポート事業 検討会委員 川本 哲郎 氏 (座長) 櫻井 鼓 氏 中土 美砂 氏 井上 郁美 氏	意見交換の共有
11 : 55～11 : 57	事務局	閉会挨拶・閉会

6. 実施内容

(1) 出席団体による事例紹介

「死傷者多数の交通事故事件における関係機関の連携強化」

京急電鉄踏切内での京浜急行電車と大型貨物自動車（トラック）との衝突事故を事例として、死傷者多数の交通事故事件における関係機関の連携強化について事例紹介が行われた。

【発表者】 神奈川県警察本部交通部交通捜査課調査官

高橋 一成 氏

【要旨】

○事故の状況

令和元（2019）年9月5日午前11時43分、横浜市神奈川区にある「神奈川新町」駅の近く、横浜駅から北東約2km少しの場所で、電車とトラックの衝突事故が発生しました。この辺りは、京浜東北線や京急が並行して走っている場所となります。電車とトラックが衝突すれば当然大きな事故になりますが、この事故は、走っていた京急の列車が快速特急であり、川崎の次は横浜まで停まらないため非常に速度が出ていたことも被害を大きくした一因となります。

トラックの運転手は、当初、約4mの幅員の狭い道路を左へ行こうとしていたことが伺え、京急の社員が左折するための誘導をしていた映像が残っています。その後、左折するのは諦め、右折をするために踏切直近で前後退を繰り返し中に遮断かんが降り、踏切を通過中、荷台の辺りに電車が衝突しています。

電車は完全に山側に傾き、トラックの運転席もかなり衝撃を受けています。かなりの火が出て炎上しました。トラックは柑橘類を積載されており、衝突の衝撃で、現場には多数のみかんやレモンが散乱しました。現場には、警察から当課のほか、機動通信隊、鑑識等が出動し、現場の警察官が交通整理をし、消防も駆けつけ救急の関係等の対応をするなどかなり混乱してる状況であったと聞いています。

○現場での対応状況

被害者は、トラックの運転手（死亡）も含め死傷者は32名、うち重傷者（手首の骨折等）は3名でした。警察から交通捜査課、警察本部の被害者支援室、管轄の警察署、交通機動隊、鉄道警察隊、自動車警ら隊、機動捜査隊と県の機動隊等のほか、関係機関・団体が多数いる状況でした。

現場では、被害者支援室と連携した被害者対応を行うほか、消防の直近に捜査本部を設置し情報共有を図りました。捜査本部を消防の近くに設置したというのは、事件の前に大規模交通事故を想定した関係機関・団体との訓練を実施していた経験があったからです。

その他、消防からの協力を得て、複数箇所（８か所）の被害者搬送先病院に捜査員等を派遣しました。

○被害者支援の内容

警察が特定した被害者 32 名に被害者連絡を延べ 45 回実施しましたが、軽傷の方は初回の実施で、以後、被害者連絡や支援等は要らないという方が多数でしたが、診断書の提出がなかった 7 名に対しても支援を実施しています。

その他、被害者連絡統括官・調整官を責任者として被害者対応班を設置し、捜査本部内に被害者の方に対応する体制を構築し、被害者支援を行いました。

被害者の方の中には北海道居住者もあり、捜査員が北海道に赴いて対応し、警察の捜査に対する協力が得られております。

○今後の課題

この列車事故では、事前に実施した大規模な交通事故を想定した関係機関・団体との訓練の内容が発揮されましたが、それ以降、連携した訓練は実施できていません。訓練によって初動内容等を習得することなどが出来ますが、以降、訓練が実施できておらず、関係機関・団体との合同訓練の実施が課題となっています。

「被害遺児を各種イベントに招待する施策について」

事件や事故で家族を亡くした被害遺児を各種イベントに招待する施策について事例紹介が行われた。

【発表者】 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室被害者相談係係長
菅原 卓人 氏

【要旨】

○「被害遺児を各種イベントに招待する施策」とは

事件や事故で家族を亡くした 18 歳までの子どもとその家族を対象としています。この施策を始めたきっかけは、私がカウンセラーとして支援に携わる中で、大人とはコミュニケーションを取れるのですが、子どもは関わりながらも

手からこぼれ落ちてしまう、どこか繋がれない感じがあり、子どもたちに対して何ができるのだろうと感じていたことです。

この施策は、趣旨に賛同いただいたイベント主催者の善意により招待いただくものです。警視庁と被害者支援都民センター、東京都の主催となっていますが、メインは招待して下さるイベント主催者です。

当時、イベント主催者のもとへ直接出向き、「予算が取れているわけではありません。でも、きっと子どもたちに必要だと思うのです。協力してもらえませんか。」と直談判したところ、ほぼ全ての主催者から二つ返事でOKをいただきました。さらに、「この活動は私たちの使命でもあるんですよ」とお話しいただいたときは、本当に心強く思いました。つらい体験を抱える子どもたちのサポートと成長に、何とか寄与できればとの思いで進めています。

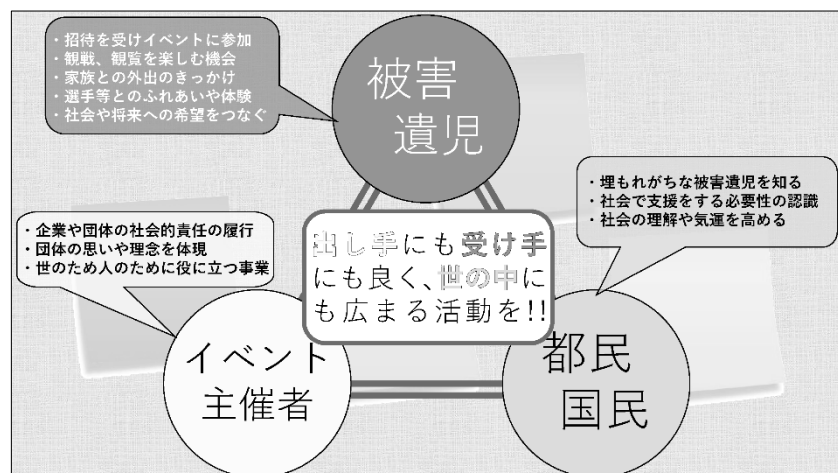
○三方良しの活動

イベント主催者（企業・団体）にとっても、社会的責任の履行や団体の思い・理念の体现となるため、同じ目標に向かって進んでくれるパートナーとなります。被害遺児はその招待により、家族との外出のきっかけができたり楽しい時間を過ごすことができます。受け手である被害者家族だけでなく、出し手であるイベント主催者にとっても良く、世の中（都民・国民）にとっても良い活動として「三方良し」で進めていきたいと思っています。

「被害遺児を各種イベントに招待する施策」とは

- 事件や事故でご家族を亡くした
子どもとその家族が対象
- 趣旨に賛同いただいた
イベント主催者の善意により招待
- つらい体験を抱える子ども達の
サポートと成長への寄与
- 社会全体で被害者を支える機運を高める

ですから、この活動ができる限り広報していくことで、皆さんに遺族の存在や遺児の支援についての理解や協力を得て、応援していただける活動にしていくことが大切だと考えています。



○実施状況と参加者の声

活動を始めて約 10 年、9 つの団体から招待を受け、数多くの方に参加いただきました。

J リーグ YBC ルヴァンカップの決勝では、サポーターのうねりのようなすごい応援を体感しました。参加者からは「会場でもらったお菓子も食べずに試合に見入ってた。たくさん点が入って逆転して、最後までハラハラドキドキでした。スポーツは人を勇気づける力があるなとわかりました。」「小学 5 年生で亡くなった息子はサッカー選手を夢見て練習に励んでいました。もし生きていたら、J リーグの皆さんに近づいていたかも、ひょっとしてピッチに立っていたかも、なんて想像しながら応援していました。選手の輝く姿が、今の私を後押ししてくれたように思います。」などの感想をいただいています。

アルバルク東京 B リーグの観戦では、「前回買ったマスコットをバッグにこっそり忍ばせていたので、楽しみにしていたんだなと思って、私も楽しみにしていました。」「ハーフタイムがすごく盛り上がったので、子どもたちはずっと席を立たずに楽しんでいました。」という感想をいただいています。

東京ドーム巨人戦。試合終了後、グラウンド内に入れるのですが、「東京ドームのマウンドに立てた、本当に嬉しかったです。」と、家からバット持参で楽しんでいただきました。

フジテレビのスタジオ見学では、スイッチャーや美術室、カメラ割りの見学、アナウンサーに参加いただいて撮影も体験しました。「本物のカメラや音響の機械を実際に操作させていただき、感激しました。アナウンサーの方々のパフォーマンスはさすがだと思いました。」

「とても丁寧でわかりやすい説明でした。テレビ局の裏方の仕事がどれほど大変か分かり、感謝しかありません。テレビはとても大きいけれど、みんなが支え合って様々な仕事が成り立ってるんだなと気づきました。」という感想をいただいています。

代々木第一体育館で行われた V リーグ東京グレートベアーズの試合では、終了後にファンサービスとして選手がサインしてくれたり記念撮影をしてくれます。「初のパレーボール観戦で、こんなに楽しい気持ちは久しぶりでした。スポーツの力ってすごいですね。」「選手との交流や生のパレーボールの試合、すごい迫力だった。」「どっちも頑張ったので、僕も燃え

てきました。」と感想をいただいています。

神宮球場ヤクルト戦でも、グラウンド内に入らせてもらい写真を撮っています。「孫はその夜は一晩中、買ったつば九郎のぬいぐるみを抱きしめて寝ていました。」「応援歌を練習していったみたいなので、球場で歌えて嬉しかったみたいです。」「子どもが喜んでいるのと同時に私も楽しませていただき、楽しみを共有できていることを知りました。」と感想をいただいています。

警視庁音楽隊のファミリーコンサートにも招待しています。警視庁シンボルマスコットのピーポくんが登場したり、警視庁音楽隊カラーガードによるバトントワリングの披露、コンサート終了後には楽器体験もしていただきました。「音が出たのを褒めてもらって、よほど嬉しかったのか、その日一日、トロンボーンを吹く真似をしていました。」と楽しんでもくれた様子を聞くことができました。

今年初めて、ミュージカル「ピーター・パン」にも招待いただきました。「演技が堂々としていて、自分も勇気を持っていろいろなことに挑戦したいと思いました。」自分と同年代の子が活躍してるのを見て、背中を押されたのだと思います。

ももいろクローバーZ のコンサートにも招待いただいています。メンバーが会って「成長したね」「久しぶり」「この前、来なかったけど大丈夫だった？」と話をしてくれます。メンバーがちゃんと覚えてくれていることがとても嬉しく、自分たちも「モノノフ（ももいろクローバーZ の熱心なファンのこと）」になり心から喜んでもる様子でした。多くの人であふれる会場で緊張しないか心配に思うこともありますが、ファンが一体感を持っていることが安心して参加できる要因なのかなと思います。「ももクロの歌は元気が出るので大好きです。感謝をしながら過ごす毎年のクリスマスの大切なイベントになっています。」という感想をいただいています。

その他、「何かきっかけがないと家族揃って外出しないので、お誘いいただきありがたかったです。」「来年 18 歳になります。大人になって、つらいとき、悲しいときには、イベントに参加して経験した楽しかったたくさんのことを思い出したいです。」「スタッフの方が親切で、自分を支えてくださる人がいるんだなと実感しました。」という感想は私たちスタッフにとってもとても嬉しかったです。「大変なことも多いですが、いろいろ忘れてひととき楽しみました。同じ境遇の方たちと時間を共にして、子どもの傍らにるように感じられて嬉しく思いました。」「夫を亡くした後、楽しんだりしていいのかなと思っていましたが、子どもから、そんなことは考えず楽しんでいいんだと教えてもらった気がします。」と参加者からの声をいただいています。

○課題について

課題は、準備にすごく時間がかかることです。資料は全て郵送しており、スタッフが一筆添えています。これ続けるのは時間もコストもかかりますが、その一筆がとても大切と思

い続けています。次に、対象者の把握が大変です。お子さんがいる家庭かどうかは警察でも簡単に分かるわけではないので、丁寧に確認していく作業が大切になります。そして一番の課題は、お誘いするタイミングです。把握できたからといって、必ず誘えるわけではありません。機械的に参加を促すのではなく、「今だ」というタイミングで声をかけます。いつも逡巡しながらの声かけですが、続けていきたいと思っています。

この活動については、遺族の協力をいただきながらメディアにも発信しています。被害当時、マスコミの行動ですごく嫌な思いをされた方が中にはいるので、思い出して嫌な思いをする方も当然いらっしゃると思います。負担なく参加していただき、活動も世間に伝えていけるよう、そのバランスがとても難しいと思っています。

「交通事故被害者等支援について」

山梨県警察本部における交通事故被害者等支援の取組や連携について事例紹介が行われた。

【発表者】 山梨県警察本部交通部交通指導課次席

一杉 公介 氏

【要旨】

○犯罪被害者等への支援体制

山梨県では、平成9（1997）年9月に山梨県警察本部警務課企画室内に犯罪被害者対策係が設置され、平成19（2007）年4月に公益社団法人被害者支援センターやまなしが設立、令和4（2022）年12月に山梨県犯罪被害者等支援条例が制定されたことにより、被害者等への支援が充実していきました。その他、県警交通指導課内に交通事故に関する相談窓口「ひき逃げ事件等被害者相談専用ダイヤル」を設置し、直接、指導課員が電話を取れるようにしています。さらに昨年からは、部内カウンセラーの体制強化を図るため、公認心理師等の協力をいただきながら被害者支援に取り組んでいます。

○犯罪被害者支援の取組

犯罪被害者支援の取組として主な4つを紹介させていただきます。1つ目は、被害者に最初にお渡しする「犯罪被害者の手引」です。被害者は被害直後から怪我の診察や事情聴取の調査協力など様々な対応が必要となり、日常の身の回りのこともままならない状況に置かれます。その被害者の被害回復軽減を図るために、各種支援の内容や刑事手続の情報等が記載されています。事件事故直後には、捜査員が説明しても頭に入らない状況であると思いますが、説明不足や単なる手続に終わらないように努めています。

2つ目は、個々の事件に応じた情報提供をする「被害者連絡制度」です。被害者は加害者がどのような処分を受けたか非常に関心を持たれます。特に、交通死亡事故や危険運転致死など重大な事故事件では、精神的な苦痛が大きく事故への関心も高いことから、事件を担当する捜査員が直接連絡して、刑事手続や被害者のための支援制度など被害者に対する情報提供等に努めています。

3つ目は、「指定被害者支援要員制度」です。大きな事件事故があった場合には、被害者の様々な状況に応じて、事前に専門の教養を受けた警察職員が被害者支援に当たるという制度を整えているところです。

4つ目は、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」事業です。中高生対象に「命の大切さを学ぶ授業」を実施したり、大学生をボランティアとして登録したり、多くの県民が運転免許の取得や更新に来られる総合交通センターで「生命のメッセージ展」を実施し、交通安全意識の向上に努めるとともに被害者支援への理解を求める活動を行

っています。

○民間支援団体の連携

まず、県唯一の民間の犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人被害者支援センターやまなし」との連携です。この団体は、犯罪被害者に対する支援を適切かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人で、都道府県公安委員会から指定を受けた団体です。早期援助団体に指定されることにより、山梨県公安委員会の公的な認証が得られることとなりますので、被害者が安心して支援を受けることができ、警察が被害者に関する情報を提供することで、支援を求める被害者が被害直後の早い段階から被害者のニーズに応じたきめ細やかな支援を受けることができます。本県警では当センターと連携して、ボランティアの研修や、ひき逃げ犯人の情報提供を求めるショッピングセンターでのビラ配布の応援などを行っており、長期的な被害者支援の観点から継続的支援が可能となっております。

また、本年4月に公益財団法人交通遺児育英会から意見をいただき、ホームページへのリンクをさせていただいています。

そして、本年7月に県内の関係機関・団体が一堂に会し、死傷者多数の殺傷事件が発生した想定で被害者支援のシミュレーションを行う事例検討を実施しました。どのようなことが各団体・機関で実施可能なのかを情報共有することができ、有意義なものになりました。

○警察官に対する指導

交通事故の多くは過失による発生が多く、被疑者の悪意が低い、双方に過失があるなど相被疑事故も多いことから、被害者支援という意識が薄れてしまう危険があります。そうならないように、本県警では定期的に警察官に対し、二次的被害を受ける言動や遺品等の取扱いや取調べ時期の判断の指導など、重層的な取組を行っています。

（２）意見交換

県ごとのグループに分かれグループディスカッションを行い、交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携の在り方や課題等について意見交換が行われた。

【神奈川県】

○支援体制、関係機関の連携について

[川本氏]

- ・神奈川県警の事例の場合は、加害者である企業が損害賠償にあたると思うが、被害者がどこから補償を受けられるのかは非常に大きな問題。他県居住の被害者はいなかったか。

[意見]

- ・北海道居住者はいたが、警察の被害者支援は発生地ではなく居住地で行うのが原則のため、被害者支援に入ったのは最初だけであった。（北海道へは事情聴取の目的で訪問。）

[意見]

- ・神奈川県と神奈川県警、神奈川被害者支援センターの三者による「かながわ犯罪被害者サポートステーション」という仕組みがあり、大規模事故の場合は支援本部が立ち上がる。神奈川県警の事例のときは、支援班員が現場に行き交通捜査員と情報共有したところ、ほとんどの人が軽症だったため、被害者支援本部の必要性はないとの判断により立ち上がらなかった。
- ・PTSDの対応としては、被害者支援センターの心理員がカウンセリングを行ったり、弁護士会と連携して被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を県で実施したり、必要に応じて弁護士がマスコミに対する盾になるような仕組みもある。

[川本氏]

- ・支援調整会議は、現在、埼玉県と神奈川県が常駐体制で行っている。しかし、人口の少ない自治体での常駐体制は難しいと思われる。一方、大阪府では臨時ワンストップで支援調整会議を始めるなど、広がりを見せている。

[意見]

- ・県警察本部の被害者支援室でワンストップの対応をした後、必要に応じて病院につなぎ、その後も被害者支援センターと県警が引き続き連携を取っている。県警主導で全県で被害者支援を行うが、政令市の横浜市、川崎市、相模原市については連携が難しい面もある。いずれにしても、神奈川県はとても体制が整っていると思う。

- ・県警の被害者支援室に臨床心理士が常駐しており、危機介入の際はすぐに入る体制になっている。落ち着いた段階で被害者支援センターに引き継ぎ、長期的に心理士が関わりカウンセリングを行っている。また、条例がある市町村にはカウンセリングを引き継ぐことができ、長きにわたる支援ができる充実した制度になっている。

[川本氏]

- ・支援をするには、「研修」「連携」「条例」が必要。人材育成のためには「研修」が必要であり、多数の機関による「連携」が必要。しかし、「条例」のある自治体が少ない。ただ、10年前は47都道府県で10府県くらいにしかなかった条例が、この5、6年で一気に増え、現在、46都道府県にあるので、地方の動きは活発化している。

[意見]

- ・検察庁では、被害者のニーズを聞き取り、被害者通知を行ったり、法廷で遮へい措置をしてもらうなどの各種支援をしている。また、被害者ホットラインという専用電話を設けていて、被害者支援員が対応している。その他、希望があれば被害者支援に精通した弁護士につなぐなどの取組も行っている。

[川本氏]

- ・地検の立ち位置はなかなか微妙。コアグループでもないしフルメンバーでもない。

[意見]

- ・検察庁でできる直接的な支援は限られているので、各機関との連携が大切だと考えている。例えば、メンタル面でケアが必要な場合など、被害者支援センターにつなぎ対応を依頼するなどしている。
- ・サポートステーションからこぼれてしまう場合でも、横浜市など政令指定都市の法律相談を利用できるので、こぼれがないように何重にも輪ができつつある。県内の遺族であればほぼ対応できるが、遠方居住者には難しいのが課題。県内であれば、支援室が早期にカウンセリングの必要の有無も含めて判断し、情報共有しながら相談を進めていけるが、遠方だとどこにつなぐか悩ましい。

○被害者への情報提供について

[井上氏]

- ・事故当時、私も被害者支援都民センターにカウンセリングを受ける機会があったが、その必要性を感じるまでに6か月くらいかかった。事故後そのまま忌引き、産休、育児休業に入り、5か月後に復職した。職場はとても温かく上司も理解があり、何ひとつ文句がない

まま生活に戻れていたはずが、「あんなことが起きてしまったのに、なんで自分は仕事をしているんだ」と立ち止まると、本当につらくなり、仕事を休めば、事故当時のことが思い出されてもっと酷い状態になった。それが、事故から6か月後くらいのこと。当時31歳で社会人として10年近く経ち、自分はカウンセリングや支援を受ける必要はないというプライドもあったが、このままいくとやばいかもしれないと自分で認めて、その年に設立されたばかりだった被害者支援都民センターに「カウンセリングを受けたい」と電話をした。その電話1本をかけるために、どれだけの勇気が必要だったか、どれだけプライドをかなぐり捨てて電話をしたか。1分くらい話ただけで、「もうそれ以上お話いただかなくても大丈夫です、どうぞ来てください」と、そのときのセンターの対応が非常に良かった。その対応が少しでも冷たかったら、私はもう二度とかけなかったかもしれない。パンフレットを渡されても、すぐに「来週問合せしようかな」という思いにはならない。だから、少し期間をおいてからでも、支援者側から電話1本、ハガキ1枚でも、「いかがされてますか?」「いつでも連絡していただいていいですよ」と連絡をもらえると、すごく嬉しい。

- ・「八街児童5人死傷事故（令和3（2021）年6月28日）」の裁判を傍聴に行った際、遺族が支援センターと弁護士に守られていて、他の人には接触させないという感じだったことがとても残念だった。手紙を出しても、こちらの連絡先を全部開示しても、「ご遺族はまだそういう感じじゃありませんから」となかなかつながらない。1年、2年経つと、遺族はいろいろな情報が欲しい、アドバイスを他の遺族から知りたいと思うかもしれないのに、「守らないといけない」ということが誤解されてしまうと、情報が遮断される。弁護士や支援センターからだけの情報になってしまうことは、情報を手にする機会を逸失することにつながるかもしれない。もちろん、誰とも話したくない遺族はそっとしておき、ただその状態にも波があり、他の人と会ったりメールを送ってみようかなという気持ちになったりする時が必ず来ると思うので、その時に、情報を得る機会を遮断しないでほしい。

[意見]

- ・フォーマルなサポートだけではなく、自由に語れる場や自助グループなどのようなインフォーマルなサポートへのアクセスは本当に重要と思った。精神科医やソーシャルワーカーとして、制度の隙間で何かできることはないだろうかと思う。

[川本氏]

- ・県と県警と支援センターがコアグループとして調整し、そこに犯罪地の市町村が準メンバーで入る。それがフルメンバーとなったら、弁護士から精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士という専門職も入ることで、解決しようというのが今の流れ。

[意見]

- ・横浜市へは、サポートステーションで情報を整理し、被害者のニーズをキャッチした上で連絡がくるので、非常にスムーズ。被害者に連絡する際も、すでにサポートステーションから状況を聞いているため、繰り返し話を聞く負担をかけることなくできていると思う。
- ・横浜市では、事件直後で何も手につかない方への配食サービスの案内など日常生活の支援も、サポートステーションの情報を基に案内している。

○学校における緊急支援について

[意見]

- ・神奈川県教育委員会では、当該児童・生徒が在籍する学校だけでは対応が困難な重大事案が発生した場合、児童・生徒、保護者に対する「心のケア」及び家庭の支援を行うなど、緊急時における機動的な支援を行うため臨床心理士、指導主事等を構成員とする学校緊急支援チームを当該校に派遣している。
- ・県立高等学校、中等教育学校では、原則週に1回スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを全校に配置するとともに、様々な困難や悩みを抱えるこどもたちを早期に把握し、適切な支援につなげる「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいる。

[川本氏]

- ・現役教員への研修は必要である。

[井上氏]

- ・遺児に対しては経済的支援をする団体が様々あるが、小・中・高校生のきょうだいについては、なかなか取り上げられることがなかった。近年やっと、きょうだいの悲しみやケアについて取り上げられるようになってきた。このことは、学校の先生方に一番知ってほしい。

○医療現場において

[意見]

- ・今回、私は場違いな会に参加したと思っていたが、「支援調整会議を支える専門職団体」という川本委員の言葉で腑に落ちた。看護師は患者が退院後は関われないが、交通事故の場合は、その先にいろいろな支援の段階があることが分かっているだけでも、今後が違うと思った。こういうシステムがあることが分かっただけでも、参加してとてもよかった。

[川本氏]

- ・犯罪被害者に最初にコンタクトをする医者と看護師がどのような応対をするかは、非常に重要。

[井上氏]

- ・私の場合は、主人が重度のやけどを負い、こどもたちが亡くなり、私だけ奇跡的に軽傷だった。事故現場から別々の病院に搬送されそうになったので、「お願いですから主人と同じ病院に運んでください」とお願いし、やけどの専門家がいない病院に搬送された。ところが、そこでも情報が欠け落ちていた。私は軽傷だったので、手当て後に「もう帰っていいですよ」と言われたが、病院から家まで「帰れ」と言われても、私はたどり着くことができたかどうか分からない。最初に被害者と接触する病院や警察は、家族をトータルで見て、たとえ本人が軽傷ですぐ帰れるような状況であったとしても、「よろしければ今晚、一晩泊まっていけますか」と、どのような理由をつけてもいいので、配慮をしてほしい。私の場合は妊娠中だったので、切迫早産を理由に滞在できたが、もし自宅に一人で帰されていたらどうなっていたか分からない。やはり、病院の対応はすごく大事だと思う。

○今後の課題、その他

[意見]

- ・現場に行くのは警察が最初だと思う。身内を交通事故で亡くしたとき、警察の対応がよくなかったと聞いた。だからこそ、警察官としてしっかり務めなくてはならないと思っている。今日の意見を自分の職務に活かしたい。
- ・ナスバ（自動車事故対策機構）は、重度後遺障害者への経済的支援や交通遺児の精神的支援として「友の会」を行っているが、知名度が低いのが課題。
- ・対応する側の心遣いがある・なしで、随分と被害者の気持ちが変わってしまうことが分かった。心遣いや気配り、目配りを大事にして支援したい。

[川本氏]

- ・本会のような関係機関間の意見交換会は、やはり、対面で行うことが非常に重要。一堂に会するというと、お互いの状況がよく分かる。

【東京都】

○被害者への情報提供について

[意見]

- ・「捜査」と「被害者支援」は両輪の関係にある。遺族から事故の原因や状況を知りたいと求められても、捜査員の立場としては公判前の捜査資料を見せることはできないため、初期

段階で遺族や被害者から不信感を抱かれてしまう。捜査段階で、被害者に則した被害者支援がきちんとできていないことが課題。被害者から警察官に対して情報提供に関する苦情が多くあり、捜査員もジレンマを抱えている。

[中土氏]

- ・捜査上の情報は出せない事情は、当事者にはなかなか伝わりにくいことではあるが、警察や検察庁の被害者支援室や被害者支援センター、区や市役所が入ることでフォローできればよいと思う。できないことは「できない」ときちんと伝えることも大切。

[意見]

- ・担当検察官が被疑者、被害者ともに直接やり取りをして事実を認定する過程があり、被害者支援室としてはどこまで被害者に情報を伝えてよいかを判断するのは難しい。被害者支援室として面談する時は、各検察官に必ず了解を得た上で対応している。
- ・被害者からは、いつの段階で情報が開示されるのかとよく尋ねられるが、捜査段階では難しいので、民事賠償上のような資料に基づいて開示請求ができるか等の説明をする。
- ・検事と直接やり取りをしているが、地検の被害者支援室にはどのように関わってもらえることができるのか。検事に会った帰りに、寄って話ができるものか。警視庁からも検察庁からも出せる情報・出せない情報があると言われ、被害者がつらい気持ちのときに、被害者支援室にワンクッションの役割をしてもらえないのか。
- ・地検の被害者支援室では、個々の担当をしている検察官から依頼が来て初めて、事件や被害者のことを知るので、検察官から依頼が来ていなければ伝わっていないことも多い。
- ・捜査が進んでいないと思い、警察に行き説明を受けたところ、その後、検察官に申し送ったと言われ、次は検察に行くことになった。被害者は、自分一人では、警察に行って話を聞き、満足な話が聞けずに怒りながら帰ってきて、また検察に行こうなどとは思えないので、誰かが調整をしなくてはならない。その調整役を、区に課せられていると思っている。
- ・被害者がすべて知りたいと思うのは当然だが、「応えることができない」イコール「被害者支援ができていない」ということではないと思う。遺族の利益のためにもきちんと捜査をし処罰することがすごく重要であり、支援室や看護師などの支援機関につながることが重要。支援センターとしては、被害者の悔しくて納得のいかない気持ちを一緒に受け止め、伴走するという重要な役目を担っていると思っている。

[中土氏]

- ・情報提供できないことが被害者支援につながっていかないのではなく、都や区市、支援センターなどの連携が重要。今回初めて参加いただいた看護師や心理師も一緒に、全体で被害当事者を支えていく社会を作っていくことが重要。

○遺児施策について

[意見]

- ・警視庁の事例紹介にあった活動を広く周知し、支援する体制がある街づくりをすることが大事。遺児や被害者に手を差し伸べることが大切ということを学んだ。
- ・警視庁の事例紹介にあった「一筆添えて」という部分で、届けたいという思いがすごく響いた。小学生が体験して、それが未来につながる何かが確実にその子の中にあるということが、何よりも素晴らしいと感じる。参加して終わるのではなく、そこから遺児自身が自分の未来を作っていくという能動性が芽生えることはすごく嬉しいことで、それにつながるような活動が東京公認心理師協会でもできればと思う。また、支援センターや地検の被害者支援室等の対応からこぼれた方がいたときに、何かできることはないか、可能性を探っていきたい。
- ・学校では、交通事故の被害児童であるかどうかはなかなか見えてこない。幼稚園の時に被害に遭ったことを小学校に引き継ぐのは難しいのが現実。警視庁の事例のような中長期的な遺児支援は、本当にありがたい。ヤングケアラーの問題もあるので、見逃さずに支援をしていきたいと改めて感じた。こどもたちのために、明るい未来や夢を描かせてあげられるようなイベントを継続してほしい。
- ・この活動をしていて救われているのは我々でもある。警察では、遺族が一番大変な最初の時期だけ対応して、その先の生活が見えていない。本事業をすることで、遺児たちが大きくなったり、母親が今はこういうふう子育てをしていたりと、点が線で見えてくる。「人ってすごい」と私たち自身が知れる場になる。つらいところだけでなく、その先が見えると、支援の現場の大変なところも信じて寄り添うことができる。
- ・各関係機関から意見をもらい、連携できるものがあればどんどん連携して、広げていきたい。
- ・ナスバとして、交通遺児をイベントに招待する事業をしている。父親を交通事故で亡くした場合は、母親がこどもの生活を支えるために土日働いている場合が多いため、こどもを遊びに連れていくことができない家庭が多い。そのようなこどもが楽しめることを目的に実施している。また、交通事故で脳損傷や脊髄損傷で寝たきりになった被害者への支援も、重要な事業として行っている。交通事故被害者が、苦しい中でも少しでも楽しめる時間を提供していきたい。
- ・都の交通安全計画では、「被害者の支援」として一章設け、様々な支援活動を紹介している。

本日の警視庁や自動車事故対策機構の取組も掲載可能である。計画については、都への問合せもあり、これを紹介することで、少しでも全国に広がるために役立つとよい。

【山梨県】

○こどもの支援について

[櫻井氏]

- ・ こどもは支援の手が届けにくい面がある。カウンセリングにも、まず来られるのは親で、こどものみでは来られないので、警視庁の事例のような取組でこどもに興味を持たせることがとても大切。

[意見]

- ・ 今回初めて参加の案内をいただき、とてもありがたいと思っている。私たちは、緊急事態が起きたときに生活を日常的なものに戻すための「生活の支援」に専門的なスキルを持っている職能団体であり、「ゆりかごから墓場まで(こどもから高齢者まで)」という福祉の精神に基づき活動をしている。こどもの支援については、スクールソーシャルワーカーも社会福祉士の資格を持ったソーシャルワーカーが配置されている。何かが起きたときに、できることはないか考えていきたい。
- ・ 児童が児童相談所に保護された場合には、未成年後見人として、事件後も成人するまで支援をする。面談に行く際は、県警や支援センターと一緒にいくなど連携を取っている。
- ・ こどもに対する支援は、経済的支援として、生活費の一部を無利子で貸付けたり、心の支援として、キャンプやモノづくりなどの活動をする「友の会」がある。

○関係機関の連携について

[意見]

- ・ 山梨県は観光県なので、普段から意識づけをするために、各機関と観光バス事故のシミュレーション訓練を行っている。協議会では関係機関に積極的に相談したり、外部の意見交換会にも参加するなど、「顔の見える関係づくり」が大事と思っている。また、捜査や支援は、いかに早く立ち上がりで入れるかが大事になるため、そのためにも関係機関と連携していきたい。
- ・ 生きづらさを抱えなくても済むように、予防的な地域づくりをすることも職務のひとつなので、地域でいかに連携して日々のサポートをスムーズに行えるかを考え、一緒に地域づくりができればと思う。
- ・ 支援センターとしては、早期に支援に入れば遺族との信頼関係も築きやすくなり、早ければ早いほど支援できることもたくさんある。情報提供をいただき、早期に支援に入り、そこから中長期的な支援につなげていければと考えている。

- ・山梨県警で協議会の事務局をしていたが、昨年、県に「山梨県犯罪被害者等支援条例」ができた時点で、条例に基づく協議会として県に移行した。その中で見直しもしているところ。
- ・県を中心に、関係機関の協力の下、協議会を行っている。昨年12月に、山梨県警と被害者支援センターと山梨県の三者で、重大な事故や刑事事件のときに早期に集まり支援体制を組み立てる「犯罪被害者等サポートチーム」の取組を始めた。被害者の居住市町村につないだり、情報提供を行うなど、「ハブ」役を担っている。
- ・山梨県社会福祉士会は協議会には入っていないので、協議会で出された意見等を（特に生活に関わる福祉的支援等については）共有できる場があるといい。

○山梨県における課題、その他

[意見]

- ・人手不足でマンパワーが足りないことが課題。東京都と神奈川県とは自治体規模も警察官の人数も、マンパワーも違う。
- ・「メイプル支援隊（山梨県警察特別被害者支援本部）」設置により、各警察署で捜査以外の職員がすぐに支援に入れる体制を作っている。連絡のタイミングなど関係機関との連携、関係づくりを高めているところ。また、発生してすぐに連絡ができる体制においては、大きいところより小さいところの方が、動きやすさ、話しやすさ、顔の見やすさという点もある。まずは、シミュレーションや各関係機関の意識づけ、顔の見える関係づくりといった取組から、少しずつ進めていく必要がある。マニュアルどおりにはいかないと思うが、そこをいかに柔軟に動いていくか、どの機関が何をどこまでできるのか、関係機関同士で話をして各々の役割を再確認する場が必要。発生したときにいかに動けるか、体制づくりが重要。
- ・今年ゴールデンウィークの狭間で殺人事件が起きたときに、山梨県警から連絡があったが機動的に動くことができず、ゴールデンウィーク明けの対応になるという回答になってしまったために、ゴールデンウィーク中のマスコミ対策を県警の支援室だけで対応してもらうことになった。他県のケースだと、発生直後から手弁当で駆けつけて、機動的に動かれているが、それができていなかった。
- ・山梨県の条例はできたが、市町村レベルでは韮崎市、甲斐市、富士川町くらいでしかできておらず、県庁所在地の甲府市もまだという状況。生活を取り戻すためには、市町村の窓口が必要。静岡県は全市町村、見舞金と一時金を条例でカバーしているので、静岡県にならいたい。今すぐに生きていくための資金を、条例で手当てできるとよい。
- ・山梨県ならではだと思うが、一家に1台車を持っており、任意保険に入っている。その任意保険に弁護士費用特約が付帯されていることが多く、被害者側の弁護士費用としては、保険でカバーされるので関わりやすいという側面がある。

- ・被災した県だけで解決するのではなく、他県も含めた協働できるチームをいかにつくるかが重要。何か起きた時の連携先をあらかじめ決めておくことは最低限必要。山梨県は人口も減少しているので、県独自や市独自で何かをするのは限界が来ていると思うので、法整備が必要なのか、制度が必要なのか、協議会であらかじめ考えておく必要がある。

[櫻井氏]

- ・やはり、協議会が一つの突破口になると思う。

[意見]

- ・早期支援において、支援センターでは当事者の同意があって支援開始になるが、大規模事案など混乱する中で、どのように同意確認をするか。通常であれば、警察で同意書にサインするという手順を踏む。ワンストップの手引きに、電話で口頭確認を取る方法が記載されていた。後に落ち着いたところで、書面にサインするという方法もあり得るか。
- ・警察は、早期的には捜査がメインになるが、被害者の生活面や心理面については心理士会に引き継ぐことも含め、中長期を見据えて話をしている。
- ・山梨県警経由のカウンセリングは、おそらく他県よりも回数も多く時期も長く対応している。他県と違う点は、他県は支援室に専属の心理士がいるが、山梨県警は専属はおらず委嘱のカウンセラーが対応している。ただ、初回から3年は、カウンセリング可能となっている。
- ・弁護士に対する被害者からのクレームで一番多いのは、代理人弁護士の言動に対するもの。損害保険会社側の代理人として過失の話の伝え方とタイミングで、被害者の心情に配慮が足りないことが散見されるということで、金融庁から指導を受け、適切な対応を模索しているところ。今後の弁護士としての活動に活かせるよう研修なども開催している。
- ・どの弁護士でも被害者支援ができるように、マニュアルと書式集を作成中。
- ・交通事故で重度後遺障害者になってしまった被害者に対する支援として、介護料の支給などを行っているが、知らなくて利用できていない潜在ユーザーがたくさんいること、ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）と制度の認知度が非常に低いことが課題。

（３）意見交換の共有

意見交換の後、全員で意見の共有が行われた。

川本委員より、現在、被害者支援には非常に動きが出ており、都道府県及び市区町村の大きな課題は、「支援調整会議」の設置・運用と「ワンストップサービス」体制の構築であると示された。

神奈川県では、県と県警と被害者支援センターの三者が常駐し、ワンストップサービスを行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」という仕組みがあり、被害者支援において全国でも先進的な県であると紹介された。また、常駐ではないが、月に１回三者が集まり支援調整会議を行い、そこに専門職が加わり三者をサポートするという試みを積極的に進めている自治体の例も紹介された。

東京都では、警視庁からの事例紹介を受け、こどもたちも自分の未来を考える機会になったのではないかと、学校で情報を引き継ぐのは難しいがこのような明るいイベントを継続してほしい等の意見があった。また、自動車事故対策機構より、交通遺児や脳損傷等の被害者を対象とした事業の紹介があった。その他、捜査段階にある警察や検察庁は遺族や被害者に情報提供をすることが難しいことから、クレームを受けた捜査員も傷つくこと、被害者支援センターが関わり適切に支援が続けられると「捜査員が良くやってくれた」という思いを抱くことができるという話が紹介され、連携を取ることで被害者の未来につながることから、連携の重要性を再確認した。

山梨県では、マンパワーがないことが課題ではあるが山梨県なりの工夫も考えていけるという意見があった。こどもと会う時にはグッズを持っていくなど話しやすい雰囲気を作っている取組のほか、弁護士会の課題としては、被害者に二次被害を与えてしまう言葉かけになる場合もあるため、意識を高めるためにマニュアル・書式集を作成する取組が紹介された。また、支援条例があるのは３市町村のみで、県庁所在市にはないことが課題であること、県と県警、支援センターからなる「犯罪被害者サポートチーム」の取組が始まったが、体制については今後の検討が必要であること、福祉分野での被害者支援も非常に重要なため、現在協議会に入っていない社会福祉士会等の機関も加わる必要があるなど、多機関連携が重要であることを共有した。

井上委員より、被害者に携わる団体や専門家が一堂に会し、顔が見える関係で日頃の被害者との関わりなどを聞くことができるのは、とても充実した機会であると示された。また、被害者は何年経ってもいろいろな段階でいろいろな人から気遣ってもらえることで気持ちが助かるのだと話があった。メディアについては、シャットアウトすることが被害者支援ではなく、被害者本人の意向を確認した上で取材につなげたり、助っ人になりそうな記者には今後につながるよう名刺を受け取っておくなど、様々な支援の方法があると話された。

川本委員より、「関越道における高速ツアーバス事故（平成 24（2012）年）」で母親を亡くした息子が、当時、群馬県警によくしてもらった経験から、地元警察ではなく群馬県警に就

職したという話が紹介された。群馬県警の支援により警察官になりたいと思い、しかも群馬県警に就職したいと思ったという話から、「支援」というのは、「思いやり」「お互いに助け合う」ことにより救われることがあり、その人の一生を決めることもある非常に重要な問題であると話された。

改めて、支援に携わる関係機関・団体が一堂に会し、意見交換をすることが重要であると示された。

7. まとめと今後の方向性

(1) まとめ

①開催について

本年度は、神奈川県、東京都、山梨県の関係者を対象に神奈川県で開催した。

交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携強化をテーマとし、出席団体による事例紹介が行われた。神奈川県警察本部による事例紹介では、死傷者多数の交通事故事件における関係機関の連携強化について、当時の状況と体制について具体的な説明があり、事前到大規模な交通事故を想定した関係機関・団体との訓練を行うことの重要性を確認した。警視庁による事例紹介では、被害遺児を各種イベントに招待する施策について、実施に至る取組や実施内容、参加者の声についての紹介があり、手間と時間とコストがかかるが丁寧な心遣いが大切であること、対象遺児の把握や声をかけるタイミングが難しいなどの課題も共有した。山梨県警察本部による事例紹介では、交通事故被害者等支援の主な取組や民間支援団体との連携、二次被害を防ぐための警察官への指導等の紹介があった。

意見交換の共有では、各都県における関係機関の連携の仕組みや体制について共有するとともに、自治体規模によるマンパワーの違いなどの課題や各都県なりの取組を共有し、連携の重要性を再確認した。また、被害者支援においては福祉分野も含めた多機関連携が重要であること、また、被害者の意向に沿った様々な支援の方法があることを共有した。「支援」は、「思いやり」「お互いに助け合う」ことであり、人の一生を決めることもある非常に重要な問題であることも共有した。

②参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

③出席者アンケート結果について（一部抜粋）

参加者からは、

ア 出席団体による事例紹介「死傷者多数の交通事故事件における関係機関の連携強化」

- ・死傷者が多数発生した場合、どのような機関が関係しているのか分かった。被害者が少数の場合の対応や関係機関連携について、具体的に知りたかった。
- ・警察の捜査の必要上で関係機関と連携しているという内容で、被害者に対する支援の連携については県警被害者支援室についてだけだったので参考にならなかった。
- ・大規模災害時の対応について、事前の想定や訓練が重要であることが分かった。
- ・シミュレーション等の事前準備の重要性を改めて感じた。
- ・大規模交通事故を想定した訓練の内容についても紹介があるとよかった。
- ・備えておくことが必要。市町村も巻き込んだ訓練をしてほしい。

イ 出席団体による事例紹介「被害遺児を各種イベントに招待する施策について」

- ・ 良い事例であった。苦勞している点や課題も分かり、とても参考になった。
- ・ 招待先を開拓する取組に驚くとともに、各方面との連携が参考になった。
- ・ 被害者支援の重要な一環として非常に意義深い。社会全体が寄り添う姿勢を示すことで、被害遺児に対する共感や支援の輪を広げるきっかけになる。本県でも取り組んでもらいたい。
- ・ 社会的な機運を高める一助になるとよい。
- ・ 本取組は、自分のコミュニティでも活かせると感じた。
- ・ 中・長期的に被害者支援を行う中で、コンテンツの多い東京都の利点をフル活用した素晴らしい施策。スポーツや芸術などの興行は、人によっては「憧れ」となり、被害遺児及び家族の未来につながる、今後への生きる力になりうる。夢や希望が紡がれていくこともあるのではないか。
- ・ 警察としての活動の幅広さを感じた。日常の居場所をたくさんつくることは大切。
- ・ 同じ境遇の方々が集まる機会の必要性を感じた。
- ・ 楽しい機会を提供する施策はもっと必要。
- ・ 継続的に支援を行っていくことが大切。

ウ 出席団体による事例紹介「交通事故被害者等支援について」

- ・ 他県の警察の被害者支援の在り方や関係機関との連携について聞く機会がないため、参考になった。
- ・ 運転免許更新時の講習で行われている「命の大切さを学ぶ授業」に興味を持った。大変意義がある。一部分でも内容を紹介してほしかった。
- ・ 山梨県警における民間支援団体との連携や警察職員に対する教養の実施状況などの話が参考になった。
- ・ 山梨県独自の事業を際立たせて説明があるとよりよかった。
- ・ 山梨県の課題や今後の対応について聞くことができるとよかった。
- ・ 小規模県としての課題や支援の連携、工夫について考える必要があることを知った。

エ 各県ごとにグループに分かれて意見交換について

- ・ 初めて会う機関の意見を聞くことができ、とても有意義な時間となった。もっと時間があれば、さらに深い話し合いができたはず。
- ・ 各団体が行っている支援や、異なる視点から支援の課題を共有し合うことができ、今後の連携強化や新たな施策の提案が可能になる。意見交換をするには、もう少し時間があるとよい。
- ・ 多機関が集まり意見交換をする場はないため、それぞれの業務目線から出た意見や

感想はとても勉強になった。被害者が希望する情報を提供できない＝支援をしていないことにはならない、という意見には心がスッとした気持ちになった。

- ・ 検察庁の被害者支援について聞いたこと、被害者に対する事件情報の説明・証拠品の開示等に関し、警察・検察の立場を共有できたことが有意義であった。
- ・ 今まで話をする事のなかった団体の情報を聞くことができ、今後の対応についてヒントが得られた。
- ・ より充実した支援体制を整えるためには、各機関の連携はもちろん、予算面での措置も重要であると分かった。
- ・ 各分野との連携が必要と感じた。
- ・ もっと多くの自治体に参加してほしい。せつかくの情報がもったいない。
- ・ 県内では対応が難しい人的資源については、他県や国との協議が必要だと感じた。
- ・ 今後の連携について相談しやすくなった
- ・ 地域の関係機関とのコミュニケーションが更に深まった。

オ 意見交換の共有、質疑応答について

- ・ 各グループでの協議の内容や共通のテーマに対しての意見の集約や課題が分からないので、議論を深めていくことが難しいと感じた。
- ・ 各エリアの取組や課題を知ることができ、参考になった。
- ・ 分野を超えて様々な意見を聞くことができ、今後の連携や被害者支援についてヒントをもらった。
- ・ 被害者のことを念頭に、何ができるか考える、工夫するという姿勢を継続したい。
- ・ 山梨のような小規模県においては、限られた警察職員の中で現実的に実施できる施策等が限定的になってしまうなど、これまで警視庁で感じてこなかった取組への課題を聞くことができた。
- ・ 都県により人や設備にかけられる予算には差が生じるが、いずれの都県にも共通することは、限られた資源で独自の被害者支援を行っているということ。
- ・ 地域差や地域ごとの課題とパーマナントな課題を分けて考える必要性を知った。
- ・ 各都県の先進的な取組を知ることができ、他県との連携も必要があると感じた。
- ・ 自治体も含めての被害者支援が必要。
- ・ もう少し共有、質疑応答の時間を確保してほしい。

カ 意見交換会に参加したご感想・ご要望・ご意見等

- ・ 他県における被害者支援に関する関係機関との連携や取組について知ることができ、参考になった。
- ・ 関係者が一堂に会し、顔を見ながら意見交換ができたのがよかった。

- ・非常に有意義な時間であった。各団体からの意見を直接聞くことで、支援の現場が直面している具体的な課題や、被害者・遺族が抱える様々な問題に対して、より深い理解が得られた。また、専門分野の異なる団体同士が連携することで、支援の質をさらに向上できる可能性を強く感じた。本会で共有された意見を参考に、今後の支援に活かしていくことが重要。
- ・連携の必要性を再認識した。
- ・今後も関係機関との情報共有や連携を緊密にし、適切な被害者支援を推進したい。
- ・時間的に尻切れ感もあった、後を継いで専門家間で検討してもらいたい。
- ・定期的開催されることで、人的ネットワークを強化したい。
- ・関係機関の連携強化を図るため、当該取組は継続していくことが重要。
- ・生活支援には区市町村のみが関われるため、本会には自治体の参加が必要。来年度からは、区市町村への周知もお願いしたい。
- ・都県により温度差があると感じた。等しく支援が受けられる社会にしていきたい。
- ・他県とマンパワーの差はあるが、被害者等が被害原因や居住する地域により受けられる支援内容に差があってはならず、必要な支援を適時適切に途切れなく受けることができるよう、早期にワンストップサービス体制を構築する必要がある。

キ 開催形式（対面またはオンライン配信）について

- ・顔を合わせての意見交換にまさるものはない。顔の見える関係づくりがお互いの支援に必要。
- ・対面形式の方がより有意義な意見交換ができる。
- ・関係機関・団体の担当者と人間関係を構築することができ、参加者同士で意思疎通もしやすくなるため、対面形式の方がよい。
- ・対面形式でないと、この機会を活かすのは難しいと思う。
- ・対面形式のほうが、人的ネットワークの強化につながる。
- ・対面形式でなければ名刺交換もできず、形式的なものになってしまう危険がある。
- ・部屋の大きさや人数もちょうどよく、意見が言いやすかった。
- ・ハイブリッド形式が最も効果的。対面形式の場合は、参加者同士の直接的な交流やリアルタイムでの意見交換がしやすく、相手の感情やニュアンスも直接感じ取れるため、より共感的な意見交換ができる。一方で、対面形式だと出席人数に限りがあるが、オンライン形式であれば多くの関係者が参加しやすく、参加者のやりとりを聞くだけでも学べることもある。
- ・対面とオンラインのハイブリッド形式を採用することで、参加の柔軟性と対話の深さを両立できるのではないか。

ク その他、今後参加してみたいテーマなど

- ・時間が足りなかったので、今回と同じテーマでよい。
- ・今回のテーマがワンストップサービスに沿っており、タイミング的に適していた。
- ・県レベルによる会議は各種実施されており、各関係機関等における被害者支援の内容や取組はすでに知っているのも、想定事例に基づく検討を行うなどした方が、各県の具体的な問題点や課題等がみえて、今後、各県が行う会議等に活かされるのではないかと。
- ・交通事故が原因で、身体に障害（脳や脊髄等）を負った被害者の支援について。

等の感想があった。

（２）今後の方向性

①開催について

昨年度に引き続き対面開催としたが、参加者から「関係機関・団体の担当者と人間関係を構築することができる」や「意見交換がしやすい」などの感想があった。今後も、担当者間の連携強化に向けて、より効果的な開催方法を検討する。

②参加者について

今年度は、神奈川県、東京都及び山梨県の警察、県、教育委員会、市、区、弁護士会、地方検察庁、ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）等の参加があった。今後も、幅広い関係者への参加の働き掛けと連携強化について検討する。